

# 裾野市

## 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

### 概要版

#### 1 計画策定の趣旨

わが国では、人口減少が進む中、高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けています。令和5年に発表された「令和5年版高齢社会白書」によると、令和4年10月1日時点の日本の総人口は1億2,495万人であり、その内65歳以上の高齢者は3,624万人を占め、高齢化率は29.0%であるとされています。今後は、少子高齢化の進行による高齢化率のさらなる上昇や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで構成された世帯、認知症高齢者、地域と関わりを持たない高齢者等の増加など、我が国における高齢化に関連した問題はますます深刻になっていくことが予想されます。

本市においては、住民基本台帳によると令和5年10月1日時点の人口が49,344人となっており、そのうち高齢者人口は14,041人を占め、高齢化率は28.5%となっています。国や静岡県の高齢化率を下回っていますが、少子化等による人口減少の一方で高齢者人口は減少しないことから、今後も高齢化率の上昇が見込まれています。

こうした社会の状況と本市の現状を把握し、本市における高齢者福祉施策の基本方向等を設定し、国の指針及び制度改正の主旨や本市における取り組みを踏まえ、中長期的な視点を持って地域包括ケアシステムの確立を図ることを目指して、「裾野市第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

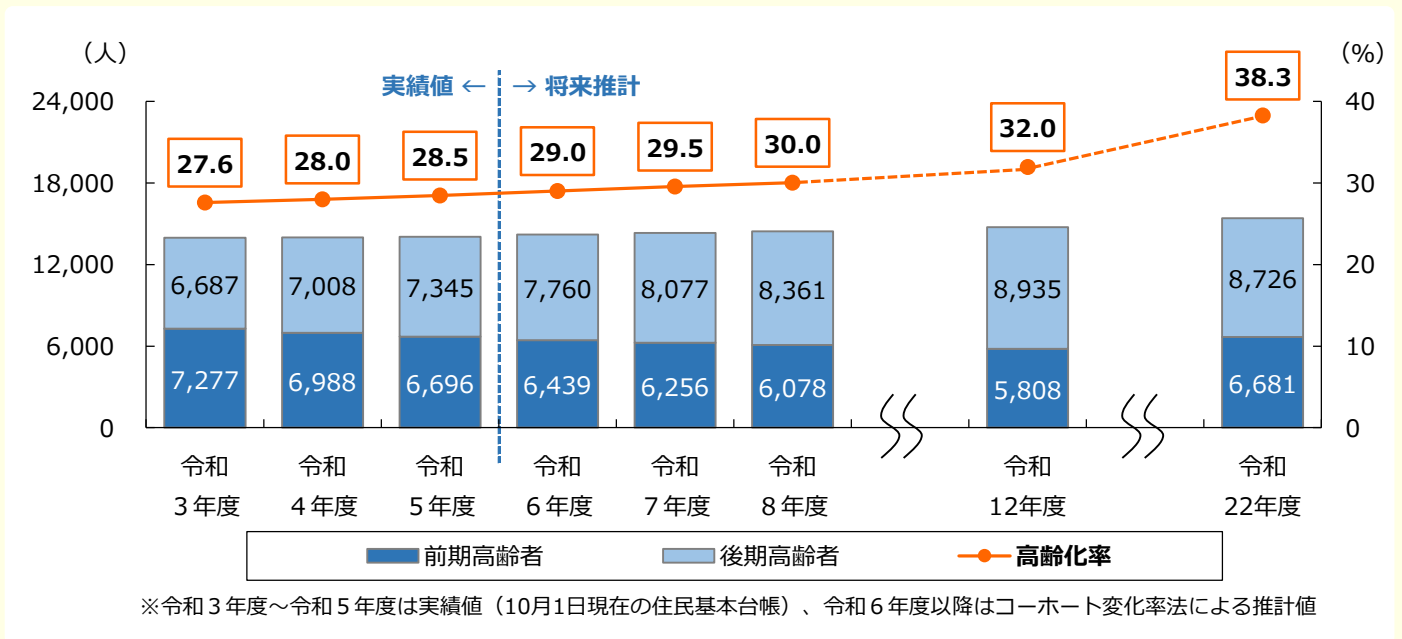
#### 2 計画の位置づけ・期間

- 本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画（＝高齢者福祉計画）」と、介護保険法第117条1項に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。両計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められています。
- 本計画は上位計画である「第5次裾野市総合計画 前期基本計画（令和3年度～7年度）」と「第4次裾野市地域福祉計画（令和3年度～7年度）」や、他の関連計画等と整合性を持たせ、効果的な推進を図ります。
- 本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総合計画	第5次計画（後期基本計画）					第5次計画（後期基本計画）			
地域福祉計画	第4次計画					第5次計画（予定）			
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第9次計画・ 第8期計画		第10次計画・ 第9期計画 （本計画）			第11次計画・ 第10期計画			

### 3 将来推計

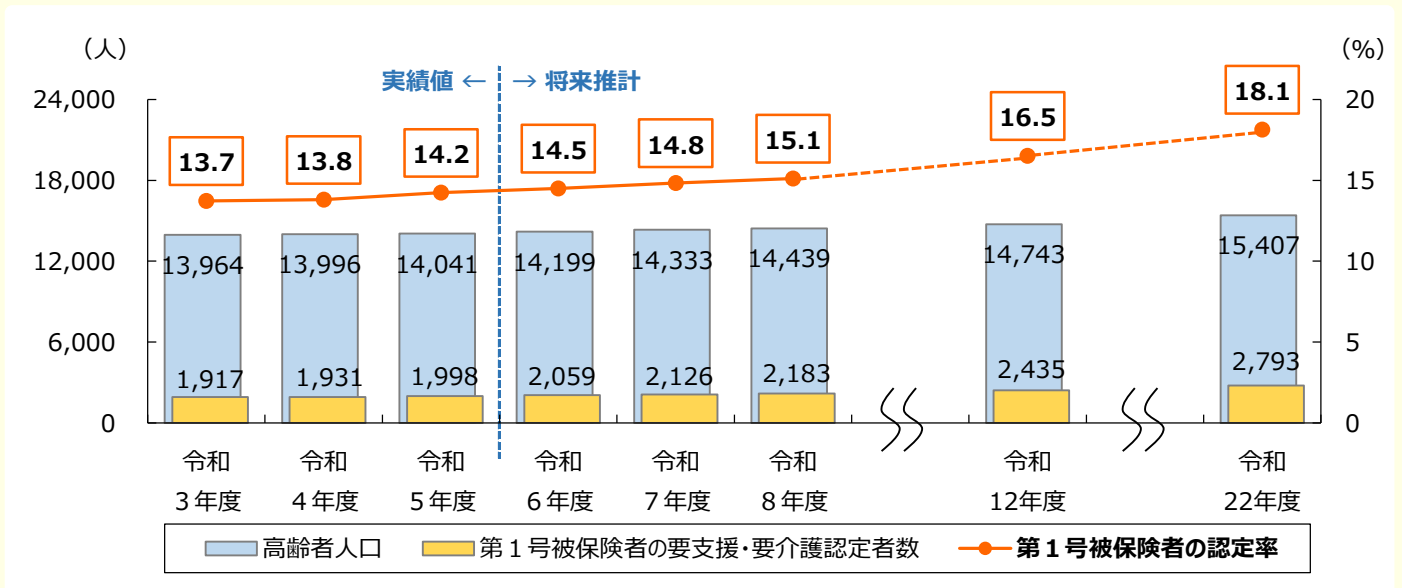
#### (1) 高齢者人口の推計



65～74歳の前期高齢者は、令和12年にかけて減少傾向ですが、令和22（2040）年度には6,681人まで増加することが見込まれます。一方、75歳以上の後期高齢者は、本計画期間も増加を続け、令和7年度には8,000人を超したのち、令和12年度には8,935人まで増加する見込みです。

高齢化率の推計をみると、令和5年度に28.5%だった高齢化率は、本計画最終年度の令和8年度に30.0%に達し、令和22（2040）年度には38.3%まで上昇すると予想されます。

#### (2) 要支援・要介護認定者数の推計（第1号被保険者）



令和3年度から令和5年度の過去3年間の年齢層別・介護度別の認定率を勘案し、令和22（2040）年度までの要支援・要介護認定者数を推計すると、第9期計画期間の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、後期高齢者の増加を背景に年々増加し続け、最終年度の令和8年度には2,183人に達すると見込まれます。また、令和12年度においては2,435人、令和22（2040）年度には2,793人まで増加することが見込まれます。

第1号被保険者の認定率も上昇傾向にあり、令和5年度に14.2%だった認定率は、本計画最終年度の令和8年度に15.1%、令和22（2040）年度には18.1%まで上昇すると予想されます。

## 4 計画の基本理念

今期計画では、前期計画から引き続き「住み慣れた地域での安全・安心な暮らしを地域全体で支えあうまち すその」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るとともに、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体や地域住民の参画によって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

### 〔基本理念〕

住み慣れた地域での安全・安心な暮らしを  
地域全体で支えあうまち すその

## 5 施策の展開

### 基本目標 1 健康づくりと介護予防の推進

#### 1. 保健サービスの充実

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| ① 集団健康教育   | ② 健康相談（総合健康相談・重点健康相談） |
| ③ 成人歯周疾患検診 | ④ 訪問指導                |
| ⑤ 予防接種     | ⑥ 各種がん検診              |

#### 2. 介護予防サービスの充実

##### （1）介護予防・生活支援サービス事業の充実

- |                                    |
|------------------------------------|
| ① 訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA） |
| ② 通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスA） |
| ③ 介護予防ケアマネジメント業務                   |

##### （2）一般介護予防事業

- |   |
|---|
| ① 介護予防把握事業                                |
| ② 介護予防普及啓発事業（講演会・相談会等の実施、介護予防事業、介護予防手帳配付） |
| ③ 地域介護予防活動支援事業（研修会等の実施、地域活動組織支援・協力）       |
| ④ 一般介護予防事業評価事業                            |
| ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業                       |

##### （3）保健事業と介護予防の一体的推進

- |                          |
|--------------------------|
| ① データ利活用の推進              |
| ② ポピュレーション・ハイリスクアプローチの実施 |
| ③ 所管課による連携体制の強化          |

## 基本目標 2

## 高齢者の生きがいづくり

### 1. 高齢者の雇用・就労対策の推進

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| ①シルバー人材センターの充実・支援 | ②就労者の知識・技術研修の充実 |
| ③技術講座の開催          | ④就労に関する情報の提供    |
| ⑤高齢者雇用の促進         |                 |

### 2. 生きがいづくりと社会参加の促進

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ①シニアクラブの加入促進             | ②シニアクラブ事業の支援    |
| ③高齢者のニーズに応じた学習内容の充実      | ④生涯学習の場の提供拡大    |
| ⑤情報提供・指導相談体制の充実          | ⑥各種グループ・団体の活動支援 |
| ⑦生きがい教室の充実（シルバー生きがい教室事業） | ⑧運動習慣の定着と拡大     |
| ⑨スポーツ活動機会の創出・充実          | ⑩地域のスポーツ環境整備    |
| ⑪高齢者のボランティア活動への参加促進      | ⑫世代間交流の推進       |

## 基本目標 3

## 生活支援の充実

### 1. ひとり暮らし高齢者等支援サービスの充実

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ①緊急通報システム整備事業      | ②ひとり暮らし高齢者訪問事業       |
| ③軽度生活援助事業          | ④ひとり暮らし高齢者等を見守る体制の構築 |
| ⑤徘徊高齢者等見守りネットワーク事業 |                      |

### 2. 在宅生活支援・家族介護支援サービスの充実

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ①はり・灸・マッサージ治療費助成事業 | ②短期宿泊事業              |
| ③訪問理美容サービス事業       | ④紙おむつ等購入費助成事業        |
| ⑤介護者手当支給事業         | ⑥家族介護支援事業（家族介護者交流事業） |
| ⑦福祉用具・住宅改修支援事業     | ⑧住宅改修理由書作成助成事業       |
| ⑨介護相談員事業           |                      |

## 基本目標 4

## 地域における福祉施策の推進

### 1. 福祉意識の醸成

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ①地域福祉の広報・啓発            | ②地域における居場所づくりの推進 |
| ③福祉教育の推進               | ④相互扶助精神の普及       |
| ⑤地域におけるボランティア活動の支援     | ⑥ボランティア活動の広報・啓発  |
| ⑦ボランティア・コーディネーターの育成・支援 | ⑧ボランティア講座の開催     |
| ⑨ボランティア団体間の交流機会の充実     |                  |

### 2. 情報提供体制の充実

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ①「介護保険利用ガイド」等の配置       | ②多様な媒体による情報提供    |
| ③インターネット等のデジタル媒体での情報提供 | ④介護事業者の情報の集約的な提供 |
| ⑤地域・広域での情報共有・情報交換の推進   |                  |

### 3. 相談支援体制の充実

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ①相談窓口・苦情処理窓口の充実 | ②相談業務従事者の資質向上   |
| ③相談窓口の明示        | ④市内全体の相談支援体制の構築 |
| ⑤重層的支援体制の整備     | ⑥ヤングケアラー支援の推進   |

## 基本目標 5 安全・安心なまちづくり

### 1. 住環境の整備

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ①公共交通機関への働きかけ  | ②生活道路におけるバリアフリー化の推進 |
| ③ユニバーサルデザインの推進 | ④高齢者の移動支援           |
| ⑤空き家対策の推進      | ⑥高齢者向け住宅の整備         |
| ⑦住宅改修制度の周知     | ⑧住民参加型在宅福祉サービスの推進   |
| ⑨高齢者のごみ処理の手助け  |                     |

### 2. 交通安全・防犯の推進

- |            |              |
|------------|--------------|
| ①交通安全意識の高揚 | ②交通安全設備の整備促進 |
| ③防犯意識の高揚   | ④犯罪被害の防止     |
| ⑤犯罪被害者等の救済 | ⑥緊急情報体制の整備   |

### 3. 防災・感染症対策の推進

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ①避難行動要支援者に対する支援   | ②災害発生時の支援体制の整備   |
| ③福祉避難所の確保         | ④火災警報器設置に関する広報活動 |
| ⑤高齢者世帯における防災対策の推進 | ⑥事業所における災害対策の推進  |
| ⑦感染症対策の推進         |                  |

## 基本目標 6 地域包括ケアシステムの推進

### 1. 地域包括支援センターの体制整備

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ①介護予防ケアマネジメント業務の実施 | ②総合相談・支援業務の実施           |
| ③地域ケア会議等の実施        | ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施 |

### 2. 在宅医療・介護連携の推進

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ①在宅医療・介護連携の体制構築 | ②在宅医療・介護連携についての周知・啓発 |
| ③近隣市町との連携強化     |                      |

### 3. 生活支援体制の整備の推進

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| ①地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置 |  |
| ②生活支援について検討する協議体の設置         |  |

### 4. 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

- |               |  |
|---------------|--|
| ①権利擁護の推進      |  |
| ②高齢者虐待防止の体制整備 |  |

## 基本目標 7 認知症施策の総合的な推進

### 1. 認知症に対する理解促進と本人発信支援

- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| ①認知症サポーター養成講座の実施    | ②「裾野市認知症安心ガイド（認知症ケアパス）」の普及 |
| ③認知症の本人による発信支援      | ④裾野市版チームオレンジの発足            |
| ⑤「希望をかなえるヘルプカード」の普及 |                            |

### 2. 認知症予防の取り組みの推進

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| ①「通いの場」の充実            | ②認知症講演会の開催 |
| ③認知症予防に向けた健康習慣についての啓発 |            |



### 3. 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の整備

- ①認知症初期集中支援チームの設置
- ②認知症地域支援推進員の配置
- ③多職種研修による認知症への対応力向上

### 4. 認知症の人とその家族介護者への支援の充実

- ①認知症カフェの開設・運営
- ②認知症の人を支える介護サービスの提供体制の整備
- ③認知症高齢者等の見守り体制の推進（徘徊高齢者等見守りネットワーク事業）【再掲】

### 5. 若年性認知症への支援・社会参加支援

- ①若年性認知症対策の推進
- ②認知症の人の社会参加支援
- ③裾野市版チームオレンジの発足【再掲】

## 基本目標 8

## 介護保険サービスの充実

### 【介護保険サービスの概要】

	県が指定・監督を行うサービス	市が指定・監督を行うサービス
介護給付サービス	<div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px;"> <p><b>★居宅サービス</b></p> <p>＜訪問サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○特定福祉用具購入費</li> </ul> <p>＜通所サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>＜短期入所サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○住宅改修費（介護給付分）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p><b>★施設サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護医療院</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p><b>【地域密着型サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center; border-radius: 10px;"> <p><b>★居宅介護支援</b></p> </div>
予防給付サービス	<div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px;"> <p><b>★介護予防サービス</b></p> <p>＜訪問サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○特定介護予防福祉用具購入費</li> </ul> <p>＜通所サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>＜短期入所サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> <li>○住宅改修費（予防給付分）</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p><b>【地域密着型介護予防サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid #0070c0; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center; border-radius: 10px;"> <p><b>★介護予防支援</b></p> </div>

## 6 第9期計画期間における介護保険サービス量の見込み量

国より提供されている『地域包括ケア「見える化」システム』を使用して、第8期実績値や人口推計結果等から推計された数値をベースに、補正等を行って見込んでいます。

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>■ 介護給付</b>					
居宅	①訪問介護	回/月	5,503.0	6,138.0	6,182.2
	②訪問入浴介護	回/月	141.1	171.5	171.5
	③訪問看護	回/月	1,318.0	1,402.5	1,467.5
	④訪問リハビリテーション	回/月	63.5	70.5	70.5
	⑤居宅療養管理指導	人/月	204	236	238
	⑥通所介護	回/月	3,947.5	4,288.5	4,390.5
	⑦通所リハビリテーション	回/月	1,637.0	1,744.2	1,820.2
	⑧短期入所生活介護	日/月	1,322.5	1,478.0	1,520.5
	⑨短期入所療養介護	日/月	139.0	160.0	164.0
	⑩特定施設入居者生活介護	人/月	69	70	70
	⑪福祉用具貸与	人/月	545	584	575
	⑫特定福祉用具購入費	人/月	10	10	10
	⑬住宅改修費（介護給付分）	人/月	8	8	8
	⑭居宅介護支援	人/月	787	847	865
施設	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	人/月	210	190	210
	②介護老人保健施設（老人保健施設）	人/月	185	187	189
	③介護医療院	人/月	33	34	35
地域密着型	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
	②夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
	③地域密着型通所介護	回/月	1,715.0	1,804.0	1,825.0
	④認知症対応型通所介護	回/月	140.0	151.0	151.0
	⑤小規模多機能型居宅介護	人/月	29	29	30
	⑥認知症対応型共同生活介護	人/月	63	63	63
	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
	⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	—	—
	⑨看護小規模多機能型居宅介護	人/月	9	12	15
<b>■ 予防給付</b>					
居宅	①介護予防訪問入浴介護	回/月	4.5	4.5	4.5
	②介護予防訪問看護	回/月	594.0	609.0	632.5
	③介護予防訪問リハビリテーション	回/月	18.7	18.7	18.7
	④介護予防居宅療養管理指導	人/月	29	30	30
	⑤介護予防通所リハビリテーション	人/月	74	76	78
	⑥介護予防短期入所生活介護	日/月	56.0	56.0	56.0
	⑦介護予防短期入所療養介護	日/月	7.7	7.7	7.7
	⑧介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	16	16	17
	⑨介護予防福祉用具貸与	人/月	281	287	294
	⑩特定介護予防福祉用具購入費	人/月	5	5	5
	⑪住宅改修費（予防給付分）	人/月	7	8	8
	⑫介護予防支援	人/月	368	373	387
地域密着型	①介護予防認知症対応型通所介護	回/月	33.2	33.2	33.2
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	3	3
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0

## 7 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

第9期計画（令和6年度～令和8年度）においては、第1号被保険者の高齢者総数は増加し続けますが、総体的に給付費の伸びが高齢者の増加数を上回ることなどの要因から、介護保険料基準月額は5,700円となります。

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が市民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.455	2,592円	31,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額80万円を超え、120万円以下の人	0.685	3,900円	46,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額120万円を超える人	0.690	3,925円	47,100円
第4段階	世帯課税だが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.900	5,130円	61,500円
<b>第5段階 (基準)</b>	<b>世帯課税だが、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人</b>	<b>1.000</b>	<b>5,700円</b>	<b>68,400円</b>
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	6,840円	82,000円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	7,410円	88,900円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	8,550円	102,600円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	9,690円	116,200円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	10,830円	129,900円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	11,970円	143,600円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	13,110円	157,300円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.400	13,680円	164,100円

なお、第9期計画では、第1号被保険者の介護保険料について、給付費に対する5割の公費負担とは別に公費を投入し、次のとおり低所得者の方の保険料が軽減されます。

期 間	対象となる 所得段階	保険料基準額に対する 保険料率	月額 (従来)	年額 (従来)
令和6年4月～令和9年3月	第1段階	0.455 ⇒ 0.285	1,617円	19,400円
	第2段階	0.685 ⇒ 0.485	2,759円	33,100円
	第3段階	0.690 ⇒ 0.685	3,900円	46,800円

裾野市 第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
【令和6年度～8年度】(概要版)

発 行：裾野市  
企画・編集：裾野市 健康福祉部 総合福祉課・介護保険課  
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地  
TEL 055-995-1819 FAX 055-992-3681